

令和 6 年 4 月 5 日

市政記者クラブ 様

教育委員会事務局生涯学習部部活動振興課

担当：平尾・黒田

電話：972-3383

**国の部活動改革の方針を踏まえた中学校部活動の見直し内容を決定し、
令和 6 年度のモデル事業及び調査業務の事業者を募集します**

スポーツ庁及び文化庁から示された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、名古屋市立中学校における部活動の見直し内容を決定し、令和 7 年度から本格実施します。

また、本格実施に向けた取り組みとして令和 6 年度に実施するモデル事業及び調査業務の事業者を、公募型プロポーザルにより募集します。

記

1 中学校部活動の見直し内容について

本市の子どもが、将来にわたり、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するなど、子どもにとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の整備を図るとともに、教員の働き方改革の観点から、活動日・活動時間の基準の見直しを行います。

（１）活動日・活動時間の基準の見直し

令和 7 年10月までに、休日の部活動を段階的に見直すとともに、平日の活動時間の上限も一部短縮します。（詳細は別紙 1 参照）

（２）休日における子どもの活動環境整備の推進（新たな学校開放制度の導入等）

部活動見直し後の休日において、多様な団体・事業者等により、部活動とは異なる「地域団体等の任意活動（地域クラブ活動）」が提供されるよう、令和 7 年10月から、新たな学校開放制度を施行するなど、子どもの活動環境の整備を進めます。（事業イメージは別紙 2 参照）

2 令和 6 年度の取り組みにおける事業者募集

上記見直しの実施に向け、令和 6 年度に実施する、新たな学校開放制度の検討に係るモデル事業と、地域クラブ活動の実施主体の確保等に係る調査業務を委託する事業者を募集します。（募集の概要は次項）

＜令和 6 年度の取り組みにおける事業者募集の概要＞

区 分	モデル事業	調査業務
事業概要	令和 7 年10月より休日の部活動を大会参加等のみとすることに伴って導入する新たな学校開放制度の検討に係るモデル事業を、令和 6 年10月より、モデル校 4 校において民間委託により実施するもの	地域の団体、事業者等に対し、地域クラブ活動の実施主体としての参入意向の調査等、地域クラブ活動の実施主体の確保等に係る調査を実施するもの
契約事業者数	全市で 1 事業者を選定	1 事業者を選定
実施期間	令和 6 年 10 月 19 日から 令和 7 年 2 月 23 日まで	契約締結日から 令和 7 年 3 月 31 日まで
募集対象	法人その他の団体又は複数の団体による共同事業体（コンソーシアム）	
募集方法	公募型プロポーザル	
募集要項の配布	市公式ウェブサイトの調達情報サービス (https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/) でダウンロードが可能	
応募の受付期限	<u>企画提案書等の提出 ※必須</u> 令和 6 年 5 月 9 日（木）17 時 15 分までに持参又は郵送（必着）	
事業者決定時期	令和 6 年 6 月中旬を予定	
問合せ先	教育委員会事務局生涯学習部部活動振興課 電話：052-972-3265	

別紙 1

活動日・活動時間の基準の見直し

1 現行

区分	週あたり上限時間	
	平日	土日
学期中	週 4 日×2 時間	週 1 日×3 時間
長期休業中	週 5 日×3 時間	活動なし

※公式戦を除く各種大会及び練習試合への参加上限：年間 24 日間

2 令和 6 年度

区分	週あたり上限時間	
	平日	土日
学期中	(4～9 月)週 4 日×2 時間	週 1 日×3 時間
	(10～3 月)週 4 日× 1.5 時間	月 2 日 ×3 時間
長期休業中	週 5 日×3 時間	活動なし

※公式戦を除く各種大会及び練習試合への参加上限：年間 24 日間

3 令和 7 年度

区分	週あたり上限時間	
	平日	土日
学期中	(4～9 月)週 4 日×2 時間	月 2 日×3 時間
	(10～3 月)週 4 日× 1.5 時間	大会参加等のみ
長期休業中	週 5 日×3 時間	活動なし

※公式戦を除く各種大会及び練習試合への参加上限：(4～9 月) 年間 24 日間

**(10～3 月)年間 10 日間 (うち
土日は 6 日間)**

4 令和 8 年度以降

区分	週あたり上限時間	
	平日	土日
学期中	(4～9 月)週 4 日×2 時間	大会参加等のみ
	(10～3 月)週 4 日× 1.5 時間	
長期休業中	週 5 日×3 時間	活動なし

※公式戦を除く各種大会及び練習試合への参加上限：年間 10 日間 (うち土日は 6 日間)

休日の地域活動のイメージ

- ・ 部活動と異なる活動を休日に実施することで、より多くの子どものニーズに対応
- ・ 地域、事業者等、多様な主体が関わることで、活動機会の確保を図る

